

環境配慮型商品採用・グリーン購入法（ゴミ袋編）

グリーン購入法とは「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を指します。

循環型社会の形成を目指すため、2000年5月に環境省が制定しました。

国等の公的機関が率先して環境配慮型の物品を調達する指針です。

環境への負荷低減に資する原材料・部品・製品及び役務の調達を計画的に推進するための基本事項が盛り込まれています。そして内容は毎年更新されていきます。

昨年も、2020年5月22日より特定調達品目（物品・役務）に関する提案募集を実施致しました。

募集内容は前年度に引続き、温室効果ガスの排出抑制に特に資すると考えられる提案、海洋プラスチックごみ対策やプラスチックの総合的な資源循環の推進に資する提案 となっています。

内容を見て行きますと、2020年の調達目標の種類は22項目あり、紙類・文具・家具・携帯電話・役務などがあり、項目毎にさらに細分化されています。そして22項目に「プラスチック製ゴミ袋」があります。

プラスチック製ゴミ袋は2020年から追加掲載されました。以下基準が2021年4月より改定施行されております。

プラスチック製ゴミ袋の判断基準改定版（ア、又はイ、の要件及びウ、エの要件を満たしている事）

ア. 植物を原料とするプラスチック（バイオマス）であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体の25%以上使用されている物。*2020年は10%以上配合でした。

イ. 再生プラスチックが製品重量の40%以上使用されている物。*2020年は10%以上配合でした。

*ちなみにエコマーク取得の場合は2020年以前も再生原料40%以上の使用が条件になっています。

ウ. ア又はイの情報が表示されている事。*表示場所の明記は有りません。外袋・ケース・カタログなど。

エ. プラスチックの添加剤として充填剤を使用しない事。

* エコマーク認定基準を満たす事又は同等のものであること。

配慮事項

① 製品フィルムの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。

② 製品の包装又は梱包は可能な限り簡易であって再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

注意点

○グリーン購入法の適合証明は製造事業者自らが適合を証明し、宣言する方式（自己宣言方式）を採用しています。

品質証明や適合認定する団体は有りません。全て製造事業者の責任の下に管理する事になっています。

○どこでグリーン購入法の該当商品を探せば（購入）よいか？

グリーン購入法の基準に準じた製品を紹介する機関として「グリーン購入ネットワーク（GPN）」があり、弊社も加入しております。またグリーン購入法適合商品としてリサイクル原料配合の「RC ゴミ袋シリーズ（RL・RH）」を用意しております。